

## 菊田幸一氏ヒアリング

辻刑事局総務課長 所定の時刻より若干早いですが、皆さんおそろいのようにありますので、「死刑の在り方についての勉強会」の第3回会合を開会させていただきます。私、刑事局総務課長の辻でございますが、本日の進行役を務めさせていただきます。

本日の勉強会では、4名の外部の方から死刑制度の存廃等について御意見を伺うこととなっております。ヒアリングに先立ちまして、千葉法務大臣からあいさつがあります。大臣、よろしく願いいたします。

千葉法務大臣 本日「死刑の在り方についての勉強会」の第3回目でございますが、会議を開催することとなりました。

私は、本勉強会を立ち上げるに当たりまして、傍聴もできる開かれた場で幅広く外部の様々な方から御意見を伺う機会を設けたいと申し上げてまいりましたところ、本日その最初のスタートを切ることができました。

本日の勉強会では、菊田幸一先生、岡村勲先生、道上明先生、本江威憲先生及びその随行者の方々から、死刑制度について、その存廃も含め貴重な御意見を伺わせていただく予定でございます。各先生方におかれましては、御多忙の中にもかかわりませず本勉強会にお越しをいただいたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。先生方から忌憚のない率直な御意見をお伺いできれば幸いだと思っております。

本勉強会では、死刑制度の存廃等の問題について、様々な角度から幅広く検討することとしておりますが、先生方からの御意見は本勉強会における検討の貴重な資料として、私ども十分に参考にさせていただくとともに、国民的な議論が行われる契機となるとともに、大変貴重な参考になるものと願っているところでございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

辻刑事局総務課長 ありがとうございました。

それでは、まず菊田先生から御意見を伺いたいと思います。菊田先生の御専門は犯罪学で、現在明治大学の名誉教授を務めておられ、弁護士としても活動されていると伺っております。菊田先生、よろしく願いいたします。

菊田幸一氏 本日は、私を参考意見を聞くために御指名いただきまして、心からお礼申し

上げたいと思います。ちょうど去年の今ごろ法務大臣が御就任されて、私ども長らく死刑廃止運動をやっている者として非常に有り難い知らせを受けて、この先、千葉法務大臣を私個人的には追い詰めるようなことはすべきでないというようなことを多くの人に伝達した記憶があります。

その後1年近くになって今回執行されたわけですがけれども、個人的には、長らく死刑廃止の考えをお持ちの法務大臣が執行されたということについては、いまだに私は結びつかない、どういうプロセスなのか、いまだに理解できない状況で今ここに至っております。

ただ私は、いわゆる死刑廃止ということについて長らく考え、書き物もしてまいりましたけれども、過激なといいますか、死刑廃止ありきというようなことを前提に運動することが必ずしも望ましいことではないということを常に思ってやっております。そういう意味で、今回この勉強会、名前はともあれ御在任中、今年の5月に法務大臣が我々死刑廃止グループとお会いされたときも、私の意見としては、在任中少なくとも何らかの審議会なり、そのときは私はたしか刑罰問題審議会というか、広く死刑を含めた刑罰問題一般についての審議会などを御在任中に設定していただきたいということを申し上げました。その背景は、仮に法務大臣が交代されても、次の法務大臣もその審議会を継続し、そして死刑を含む刑罰問題を議論することを望みたいという思いがあるからでありました。今回の勉強会も同じ意味で、ちまたでは単なるセレモニーじゃないかと、こういうことを言う人もいますけれども、私は執行ということを除きまして、その執行の裏返しと言うと失礼な話ですがけれども、ともあれ勉強会にしる審議会にしる、死刑ということについてこういう勉強会を催されたということについては非常に感謝し、またこの機会に、聞くところによると法務省で、公といいますか、こういう勉強会なり検討会をされたのは初めてだと聞いておりますが、これは大変なことである、歴史に残ることではないかとさえ思います。願わくばというよりも、ここに御出席の法務省の皆さんも大変な幹部でいらっしゃるわけですがけれども、引き継いで、この機会だけで終わるのではなくて、法務大臣が代わろうとなかろうと、刑罰問題、死刑を含めた問題について長い時間をかけても議論をするのだという、そういうひとつ約束をしていただきたいと思います。心からそういうふうに願っております。

そういうことを前提にいたしまして、細かいことは、これはもう皆さん御承知のところです。短い時間にそんなことを説明する予定はありませんが、大きな意味では、私は

2001年の9.11事件のときニューヨークにいたのですけれども、このニューヨークの9.11事件のときの犯人が、世界中に今ばらまかれています。その中で容疑者をアメリカに連行というか引き渡ししようとしても、死刑のあるアメリカへは死刑のない国からはこの国民を引き渡すことはできない。引渡条約があるにもかかわらずそういう国が出ているということがあります。これは、そういった特殊なケースだけではなくて、御存じのとおり日本で殺人を犯し死刑のない国に逃げて、日本が引き渡ししろと言っても拒否しているケースもあるわけです。

この例から分かりますように、死刑の問題というのは一つの国が存置しているから、その国で法的に処刑しているのだというような問題ではなくなってきた。グローバルな世界的なものとして死刑というものを検討し、そして国連なりあるいはこれはもとより人権宣言に至るわけですけれども、世界が望んでいるあるべき死刑廃止、あるいは執行停止という方向にどう向かっていくかということで、ひとり日本国の国情だとか背景だとか世論とかいろんなことを理由に、ちゅうちょしている時代ではないということをお願いしておきたいと思うわけです。

これは言わずもがなのことですが、日本は憲法第9条で戦争放棄ということをした。法の名のもとに人を合法的に殺せるのは戦争だ、と同時に死刑という問題があるわけです。戦争を放棄した第9条を持つ世界に冠たる国が、他面においては自らの凶悪な犯罪者とはいえ、法の名のもとに国が殺している、これはどう考えても単純な理論として成り立ってはならない。これも御存じの明治から大正にかけて活躍された徳富蘇峰、蘆花の兄さんがおられますが、彼はもちろん国粹主義者という意味で私どもと肌は合わないわけですが、どういうわけか言っていることは、死刑のない国があつて初めて、その国は外国と戦争もしないという資格があるのだという意味のことを言っておるわけです。これは実に端的な表現でありまして、たまたま日本は敗戦という事実で第9条を手に入れたわけですが、それが前後になりました。そういう意味では、日本は戦争放棄をするのが歴史的にも早過ぎたかもしれない。だけれども、我々は今そこで冠たるものとしてこれを守っているわけです。その国が、一方ではなお依然として死刑を法の名のもとにやっている。これも私は理屈として成り立たないと思います。

いつか私、外国人を交えて来た学生の中で、イタリアの女子学生が日本に来て、日本に死刑があることを聞いてびっくりしたという質問がありました。それと同じときに立

ち上がった日本の18歳の女子学生が、「私は大人になるまで日本に死刑がある、しかも絞首刑というすごい殺し方をしていることを知らなかった」ということを私聞いて、愕然とした思いがあります。少なくとも私どもが生きている間に、これから生まれてくる子供たちが成人になるまでに、そういう恥ずかしいとか思いもよらない国だという思いをさせたくない、そういう思いをしたことがあります。非常に感傷的でありますけれども、私は日本という国は戦争もない、そして国民も殺さないという国であることは、若い人のためにも我々の子孫のためにも残すべき課題だというふうに思うわけです。

話が飛ぶようですがけれども、今日本はトヨタだ東芝だ、あるいはその他の文明の利器と言われるものを、世界中に売りまくっているわけです。その売りまくっているこのすばらしい国。ところがヨーロッパ、EUの諸国はすべて死刑廃止国です。その人たち、EUの死刑廃止運動をしている人たちの間で、この東洋のすばらしい国がダーティな死刑というものをやっている、そんな国のものは買わないでおこうじゃないかという、そういう運動が出ているのです。死刑廃止運動をしている人たちというのは、死刑廃止をしている国が死刑廃止運動をやっているのです。それは戦争と同じです。いったん停止なり廃止しても必ず復活する危険性があるわけです。ですから戦争と同じく、死刑を廃止してもいかに復活させないかということに、日ごろ死刑廃止運動の人たちは頑張っているわけです。その中で、ダーティな日本の製品を買わないでおこうという、今は円高で買わない人がとか、その辺はよく分かりませんが、これは全然無関係ではないです。命の問題と経済的な問題とは密接に関係していると私は思います。EUへ行って初めてそのことを聞いたとき、私もなるほどなというふうに思いました。

そういうふうな中で、日本ではどうあるべきか。私は今日明日に日本の刑法から死刑条項をなくせなんて、そんな突飛もないことを言うつもりはありません。もっと言えば、日本の刑法典から死刑条項をなくすることは、少なくとも私どもの世代ではあり得ないし、近い将来あり得ないと思っています。そういうような重い課題であるわけですがけれども、少なくともその死刑条項を少なくしていくとか、あるいは執行を停止する、するにしても執行を停止するための手立てというものが私は必要だと思うのです。どういう段取りで死刑執行を停止していくのか。別に死刑執行を停止するためにこういう手立てをしるということではなくて、あるべき刑罰の在り方としてどういう段取りをとるべきかということで、この勉強会を私は推進していただきたいと思うのです。

と申しますのは、例えば世論ということが言われています。ここの勉強会でも、存廃

の在り方の中で世論というもの。失礼ですけれども、法務省は死刑存置の根本的な根拠は世論と被害者問題だというふうに伺っていますけれども、どの国においても80%以上、ヨーロッパのイギリス、フランスあるいはその他の廃止国においても、世論の大部分は死刑存置であったわけです。その中で、例えばフランスはバダンテールさんという法務大臣、当時のミッテランさんが任命して、世論に反してでも死刑を強引に廃止していった。死刑という命の問題は、世論に左右されるのではなくて、為政者は世論に逆らってもこれを実施するのが使命だというせりふのもとに実行されたわけです。イギリスにおいても同じです。

こういう背景の中で、今なお世論は85%が死刑存置だから、日本では時期尚早だというようなことはこれはいんちき以外の何物でもない。今申し上げたような方向で、本当の刑罰の在り方というものをどう向けていくかということを進めていく中で、世論というものは理解を、後でついてきてくれるはずですよ。そういう課題であると思います。

もう一つ、被害者問題があります。被害者問題も大事な問題です。論理的に言えば、死刑問題と被害者問題とは無関係だと言ってしまえば終わりですけれども、私もかつて東京被害者支援センターを設立したりしました。そうしてから、今あります被害者補償法のもとになりました法律の制定のために、当時息子が殺されて被害者法を制定しろと言われて頑張った人との協力でいろいろな運動もやってまいりました。あのころから比べますと、今は自動車の強制保険よりも上回った被害者補償というのが金銭的にはたり着いています。けれども、もちろんそれだけでは済まないわけです。経済的な問題以外に精神的なアフターケア、あるいは被害者たちがお互いにどのように助け合うかというシステムをつくっていくとか、もろもろのやるべきことがいっぱいあります。

しかし、被害者のために死刑があるわけではない。死刑になるような人間、これは確かに悪い人です。そういう悪い人間も、しかし一方では人間であり、加害者である。加害者と被害者、加害者もある意味では不幸な事件に遭遇した。被害者はもちろん不幸な、被害者そのものはいなくても被害者の家族、その人たちは不幸なことに遭遇してしまったわけです。不幸な者同士が殺す、殺されないという形で象徴的に言いますと恨み合っていては何の解決にもならない。これこそ江戸時代の仇討ちの世界をほうふつさせるだけなのです。そんな時代ではないし、我々日本はそんな野蛮な国じゃないわけです。被害者と加害者の不幸をいかに我々が、社会が、国家が、どのようにその接点を見つけて新しい生きざまを求めていくかということが求められている。それを模索するのが我々

の与えられた課題ではないか。

死刑があるから被害が増えるとか殺人が増えるとか減るとか、そんな課題ではないです。人間残念ながら人を殺す。どんなに死刑があろうとなかろうと人を殺す。つまり被害者は出てくるのです。こういう事実を考えると、被害者問題としてこれはとことんまで国の政策、社会としてやらなければならないけれども、一方では死刑のない、そして例えば私が後で申し上げたいと思います終身刑、死ぬまで刑務所にいてくれと。

時間がないから今申し上げたいのですけれども、今日本は御存じのように無期懲役と死刑という非常に落差があります。もちろん今の無期懲役は、事実上30年、40年にならなければ出られないと言われているように、終身刑に等しいということも言って、日弁連あたりも終身刑に、これを見ると反対しています。私は日弁連のこの考え方には、後から説明があるのでしょうけれども、反対です。つまり、今日本には死刑があるのですから、死刑がある国において終身刑を設けるということは、私に言わせれば仮釈放のない限りなく死刑に近い終身刑をむしろ採用すべきだと。お隣の韓国も今そういう制度を、私もアメリカのデータを取り入れて韓国に紹介したりしてやりました。そういう案を取り入れています。議員連盟の終身刑を検討する会も、そういうものを取り入れて、恩赦が少し入っていますけれども、入れたりしています。私に言わせれば、限りなく死刑に近い終身刑、仮釈放のない終身刑を採用すべきだ。そうでなければ、被害者を初めとして国民は納得しません、納得しないです。今ある死刑の中で、死刑の存置を唱える人たちは、仮釈放のあるような、あるいは無期懲役で30年、あるいは法的に10年以上たてば出てきてまた何をやるか分からない。こんな恐ろしいことを許せるか。人を殺してあやめた者にそんな甘いことを言えるかというのが叫びです。その叫びを私どもはやはり率直に受けとめなければいけない。そういう意味で、私はあえて終身刑、むしろ絶対的終身刑というものを採用すべきだろう。そうすれば、最近のペルー人による幼児殺人事件の判決でも裁判官は言っていました、今終身刑がないのだ、だからあなたに言い渡す無期懲役は、限りなく終身刑に近いのだよ、仮釈放のない終身刑、無期懲役なのだよということをあえて言って選択しています。これを言うのには大変な苦しみがあるわけです。あの裁判官だけではなくて、多くの裁判官はその選択のために非常に苦しんでいるわけです。あえてそういうことをその中でやっていく。ということは、その結果が、人に言わせれば死刑もある、終身刑もある、そして無期懲役だ、重刑罰化ではないかというふうに言います。私はそれは結構だと。そういうものをやってください。や

れば、日本という国が刑罰の在り方としてどうなるか、その流れは必ず出てくる。今、口幅ったく死刑廃止だとかそんな言葉を使うこと自体が必要ない。そういうシステムをつくることによって、必ず自然に死刑廃止というものは後ろからついてくる、黙っていてもついてくるというのが私の考えです。

もちろん法務省も、私は決して終身刑に反対だと思いません。かつては、法務省の予算でヨーロッパ、アメリカの終身刑をレポートした人の報告によると、非常に好感的なレポートも書いています。そういう意味で法務省だって終身刑に対して頑として反対だとは思えない。あえて言えば、死刑だって法務省は一人一人の検察官にしろだれにしろ、幹部の人たち皆さん一人一人、「私は根っからの死刑存置論者だ」と言う人はいますか。私はいないと思うのです。人として、あり得ないと思う。組織としてあるだけなのです。組織を維持するために今あるだけでしょう。私は一人一人にお願いしたいです。そういう意味で、あえて終身刑を採用し、そしてあるべき方向について時間をかけて前向きに検討する会としてのスタートをとっていただきたいと思います。

あと、最後になりますけれども、一つは刑場の情報公開がありますが、この問題は、いろいろ新聞紙上でも出てきましたけれども、情報公開したから死刑の存廃とどういう結び付きがあるのか。情報公開なんて何の意味もない。むしろきれいな処刑場を見せて、ああ、こんな厳粛なところで処刑をやっているのだというふうに、ただ見る人は思うだけなのです。それが死刑廃止に存置につながるかどうか私は分かりませんが、ただそれだけです。死刑の情報というものは、そんな問題じゃないですよ。今確定死刑囚がどう置かれているか、確定死刑囚の処遇がどうなっているか、これの実態は、すごい暗たんたるものです。24時間カメラで見られて、私の知っている死刑囚は死ぬまで一度でいいから真っ暗なところで寝たいという、これが今の彼らの夢なのです。こういうような状況に置いておいて、その情景を国民に知らせていない。これ自体が情報の何の意味があるかということをお願いしたいわけですが。

そういう意味で、私はもう一度繰り返しますけれども、こういう勉強会あるいはその他の、名は変えても可能な限り継続していただいて、そして死刑ということでもなくて、刑罰問題のあるべき方向付けというものを、一つはやはり人間の命を取っている日本の制度そのものをどう、私に言わせれば一歩後退。しかし日本は前進するという形で継続的にやっていただくということ、その中に一つの課題として終身刑というものをどう具体化していくかということについての方向を基本的に持っていただけたら。死刑囚だっ

てほうっておいたっていつかは死ぬのですから、終身刑もいつかは死ぬのだ。そんな急いで死刑にしなくても、必ず死刑囚、人間みんな死ぬのですから、そんな慌てて殺さないでください。あなたはここまでの命ですなんて、そんな法に私は理念はないと思う。法の使命というのは、そんな命まで取るような大きな使命を法律に与えてはいないと私は思います。

あと、どうぞ御質問いただきたい。

辻刑事局総務課長 菊田先生、ありがとうございました。

それでは、ただいまの菊田先生の御意見に対しまして御質問等ありましたらお願いいたします。

西川刑事局長 刑事局長の西川でございます。今日はどうも、貴重な御意見をありがとうございます。

先ほどの先生のお話の中で、一気に刑法典から死刑をなくすということはありませんが、ただ、例えば死刑が制定されている罪を絞っていくとか、そんなのはあり得るのではないかというお話がありました。具体的なアイデアとしては、例えばどういう罪については死刑はどうなのだろうかというようなお考えがあれば、更に敷えんしてお聞かせ願えませんでしょうか。

菊田幸一氏 どういう条項については残すという言い方でいいですか。

西川刑事局長 若しくは、どういうものについては外すべきだというお考えがあれば。

菊田幸一氏 そのことは、私は具体的に案があるわけではないです。今の刑法典で、例えば内乱と外患とか、そういう犯罪についても死刑があるじゃないですか。そういう国家体制にかかわるような問題について死刑条項があるということ自体が、今どうこうできることではないし、そんなことはどうでもいいということなのです。だから刑法上死刑条項がなくなることは別に望まないし、どうでもいいというような意味で言っているのです。ただ国連からは条項を減らすべきだと言ってきていますよね。だけれども今の日本では、現実に死刑に該当する条項というのはもうごくごく限られたところでやっていますから、形はどうでもいいわけです。そういうことです。

西川刑事局長 分かりました。どうもありがとうございます。

加藤法務副大臣 今日はありがとうございます。副大臣の加藤でございます。

今の先生の御主張、すごくシンプルに整理をすると、当面の間は仮釈放のない終身刑を創設して、あとは裁判所の判断に委ねるという、当面はそういうお考えだと理解をし



てよろしいのでしょうか。

菊田幸一氏 終身刑を仮に採用した場合に、死刑を選ぶか終身刑を選ぶか、それは裁判官に任せる、それは当然ですよ。

加藤法務副大臣 要するに先生は、刑法からすぐに死刑そのものの条項をなくすことは容易ではないというようなお考えだったと思うのですが、今すぐに死刑制度そのものを廃止するというよりは、まずは終身刑をつくって当面それで様子を見て、更にその後、議論をすべきと、こういうお考えだという理解でよろしいのでしょうか。

菊田幸一氏 いや、議論すべきではなくて、例えば弁護士会なんかも終身刑は反対だと言っているのです。絶対的終身刑は反対だと言っていますけれども、そんな甘いことを言っていて、一方では執行の停止をし、執行停止中死刑の議論を進めようと言っているのです。執行停止ができれば、これはもう私に言わせれば万々歳です。執行停止をどのように実現するか、そのためにはどうすればいいかということが今与えられた課題なのです。そのために、刑罰の在り方をこうして執行停止に向かっていくのだと言わなくてもいいから、そのための体制をとってほしいということなのです。

加藤法務副大臣 分かりました。よく分かりました。

辻刑事局総務課長 ほかに御意見は。

菊田幸一氏 大変失礼なことを言った面がありますけれども、本当に私はこの中で一番年輩じゃないですか。そういう年輩としての立場からも申し上げたいし、私個人的にも幸運にも正木亮とか木村亀二とか、そういう人たちと親交、親しく指導を受けてまいりました。その中で、やはりこの死刑の問題というのは、何としても私どもの生きている間に少しは前進してもらいたいということです。先ほど申し上げたように一步後退、二歩前進ということでもいいわけだ。だから高らかに即時死刑廃止とか、そういう意味では私は、言うときではないかもしれないけれども、弁護士会のこの後でしゃべろうとしていること自体も、何か説得力ないです。私はそういう思いです。ひとつよろしくお願ひします。

千葉法務大臣 菊田先生、ありがとうございます。これまでも私も先生にいろいろ御指導いただいてきた経過もございますが、この勉強会という形で議論の場をスタートすることになりましたが、これからできるだけ国民の皆さんも積極的にいろんな議論、あるいは考えを巡らせていただく、そのためにどのような議論の仕方というのでしょうか、あるいはそういう場を設けていくことが必要だというふうにお考えになっておられますで

しょうか。何かそういう御提起がございましたら、お願いいたします。

菊田幸一氏 一つは世論の問題ですけれども、私かつて世論というのは一般世論ではなくて有識者の議論、死刑に対して関心のあるなり、あるいはそれなりの検討した人たち、例えば裁判官とか検察官とか、その他学者にしても、そういう有識者の意見を尊重すべきだというようなことで、その人たちの世論といいますか、限定された調査をしたこともあります。さすがに検察官は少なかったけれども、それにしても一般世論とは全然かけ離れた意味で死刑廃止が多かったことも、もちろんそれも世論調査というのはする人のことがパーセントに出てきますから、決して科学的な問題ではないわけですが、そういうこともやりましたが、いずれにしてもこれだけ大きな課題、命の問題というのは、先ほど申し上げたように権力ある人があるべき方向に強引に持って行ってほしい。だから、中にはもちろん頑固な存置論者もいます。私乱暴な言葉ですが、そんな人に説得している時間がないのだ、そんな人はほうっておけと言うのです。それはその人の信念ですから、その人の信念まで何も説得するような必要はないのです。だから広くといても、それは私が今言ったような形で、私さっきから言っているように、皆さんも含めてあるべき命の問題というのは真剣に考えておられると思うのです。制度があるから、これは法に定まっているから、だから執行するのだ。そんなことで自分たちの生涯をお互い閉じたくないと思います。そういう形で、強引にというか、あるべき姿を時間をかけて検討していただきたいと思います。

中村法務大臣政務官 ありがとうございます。先ほどヨーロッパ、フランス、イギリス等も死刑廃止国の世論は反対であったという指摘をいただいておりますが、これはそういう文献等があるということでございますか。

菊田幸一氏 ほとんどの国は、80%、70%の国民は死刑存置を言っているわけです。この資料の中にも、ジョンソンさん、こちらはアメリカのハワイ大学の教授ですが、書かれた本の中に、この中に入っていますが、韓国は60%になっていますけれども、これはいろいろな世論のとり方によるのです。韓国は日本にはないような物すごい凶悪犯罪が出てきますからね。だから恐らくこの数字は全然関係ない、多数が死刑存置です。けれども、盧武鉉大統領以下ずっと10年以上事実上死刑執行をやめて、国連では事実上の死刑廃止国の中に入っているのです。日ごろ物すごい反対が出ているのです。そういう中でも抑えているわけです。だからどの国も、死刑廃止論者が増えてから死刑をやめようなんて、そんなあほなことは絶対あり得ないです。

中村法務大臣政務官 短くしますが、済みません、この死刑制度の在り方の勉強会では、  
事実に基づいて議論を積み上げていこうというプロセスをとりたいというのが三役のま  
とまった考え方です。ということで、また資料提供とかしていただきましたら、その資  
料をまた国民の皆様に公開をしていくということでございますので、ぜひ御協力をお願  
いします。

菊田幸一氏 お言葉を返すようではすけれども、世論ということは、今申し上げたように、  
データが高い、低いなんてことは、命の問題にはほとんど直接的な問題はないことの意  
識を持ってもらいたいと思います。

辻刑事局総務課長 では、時間が参りましたので、本日は菊田先生、ありがとうございました。  
どうもお疲れさまでした。

## 岡村勲氏ヒアリング

(随行者 宮園誠也氏・鈴木八恵子氏)

辻刑事局総務課長 次に岡村先生から御意見を伺いたいと思います。岡村先生は弁護士でおられまして、また全国犯罪被害者の会代表幹事を務めておられます。最初に、一言大臣からごあいさつをお願いしたいと思います。

千葉法務大臣 今日は岡村先生、この勉強会に御出席を頂きましてありがとうございます。もう時間も限られておりますので多くを申し上げませんが、私どもも皆さんからの御意見、率直にお聞かせを頂いて、そしてこれからの私どもの勉強、そしていろいろな検討に資するよう聞かせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

辻刑事局総務課長 ありがとうございます。

それでは岡村先生、よろしく願いいたします。

岡村勲氏 岡村勲でございます。今日はこういう勉強会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。私だけでなく、幹事をしております宮園誠也、会員の鈴木八恵子も同席させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

私は、70歳過ぎてからこの被害者問題に取り組みました。本当なら70歳になれば、弁護士も引退して、自分の新しい生き方をする予定でございました。ところが、理不尽な犯罪で妻を失いました。それだけでなくその加害者に対する判決は無期懲役で私たちにとっては全く納得のできないものでした。もし死刑判決が出ていたならば、私はこの運動はやらなかったでしょう。司法制度に対していろいろな不満は裁判を通じて持ちましたが、死刑判決が出ればそれなりに司法は機能している、こう思って私はこの運動を起こすことはありませんでした。

ところが余りにも理不尽な判決、永山判決を踏襲して、どうすれば加害者を死刑にしないですむか、その理由付けにきゅうきゅうとしている判決を見て大きな憤りを感じました。私は判決と同時に、すぐ検察官に、「この判決が維持されるならば、私は司法改革の先頭に立ちます」という上申書を出しました。私の姉も裁判長に対して、「裁判長答えてください」という鋭い詰問の手紙を出しております。そしてその約束どおり、私はそれからの10年間被害者のための司法の確立問題に取り組んでまいりました。私の

人生の中で、命がけで最も取り組んだのがこの運動でございました。そういうことでありまして、決して生半可なつもりでこれに取りかかってはいないということを、まず御理解いただきたいと存じます。

死刑制度に反対する方がいろいろおっしゃいます。死刑にしても被害者は生き返るわけではないではないか。むしろ生かしておいて償いをさせた方がいい。これに対して、私たちは言い知れない憤りを感じます。加害者を死刑にしたからといって被害者は生き返らない、それくらいなことは知っております。生き返らないからこそ、おまえの命を出せと言っているのです。生き返らせてくれるのなら、命なんかもらわなくても結構なのです。それを、生き返ってはこないのだから死刑にしなくてもいいじゃないかというのは、私たちの感情を逆なでにする議論でございます。

100万円盗んだ者は100万円に金利をつけて返さなければいけません、これが責任です。命を奪った者は、生き返らせない限り、自分の命をもって償う、責任を果たす、これが償いだと思っております。償いということをよく言われますけれども、一体償いって何でしょう。辞書で調べてみますと、埋め合わせをすとか、弁償すとか、金銭を出して相手に与えた損失を補てんすとか、こういう言葉が出てまいります。それでは仮に金銭で償うとして、人の命は全地球よりも重いと最高裁が言う以上は、地球以上の値段をつけて返すのですか、補償するのですかということを私は言いたいのです。刑務所に入れて償わせる。刑務所で一体幾ら稼がせて遺族に渡すというのでしょうか。時給幾らか知りませんが、それくらいの金で全地球に相当するような命を償えると思ったら大間違いです。何を根拠にそんなことを言っているのかと私たちは憤りを感じざるわけでございます。

また、死刑は野蛮な行為である、こういうことを言います。のこぎり引きとか釜ゆでとか股割きとか、こういう刑が残酷であるということ、残虐であるということは理解されます。しかし、死刑というのは一気に生命を奪うものであって、残虐な行為に当たらないということとは最高裁の認めるところであります。不思議なことに、残虐な行為だから憲法に違反すとか、野蛮であるとかいう人たちは、殺人犯が行った多くの残虐な加害行為を残虐とは言わないのです。不思議と言わない。死刑が残忍、残忍と言いますが、死刑の原因となったその行為の残虐さについては触れないのであります。

平成13年12月27日に、名古屋拘置所でA死刑囚の死刑が執行されました。その翌年の4月3日に衆議院の法務委員会で、社民党の大島令子議員は、死刑囚の首についた綱の跡の写真を持ってまいりました。涙を流して遺族にこの撮影をさせてもらった、こ

う言って森山法務大臣に写真を示しました。そして、このように残虐な行為が死刑なのです、絞首刑なのです、憲法に違反しますと、こう言って詰め寄りました。ところがA死刑囚がどういうことをしたかということについて、その残虐性については何一つ触れておりません。A死刑囚は、金に困って自分の顧客に2,000万の保険をかけました。受取人を自分にしてかけた。そして海に突き落として溺死させましたが、警察はこれは自殺であると言って処理したために保険金の詐取はできませんでした。今度は、従業員であるB氏に保険をかけました。2,000万の保険をかけて、めった打ちにたたいて脳漿が飛び出るくらいにたたき殺して、そして車もろとも谷底に落下させて、事故死のような風を装って2,000万円を詐取しております。それだけではありません。更に、殺したB氏の家へ行って葬式の手伝いをいろいろやったり、B氏の家から借金もしている、こういうことであります。この次にやったことは、闇金融業者から金を借りておりました。催促が来る。そこで、今度はこの闇金融業者も殺したのです。殺しておいて、そして3個の錨をつけて海へほうり込みました。ところが、この遺体が上がってきたのです。上がってこなければ、彼のやった三つの犯罪は世の中に現れなかったでしょう。しかし遺体が上がってきから捜査が始まって、A死刑囚の犯行が全部出てきたのです。これを大島令子議員は、こういうことで死刑になったA死刑囚だけが残酷だ、残酷だと言って、法務大臣に責め寄ったのであります。何たることでありましようか。私たちは、彼に殺された3人の人たち、その家族、この方々に思いをいたしますと胸のふさがる思いがするわけでございますが、大島議員の頭には彼らの家族やその被害者のことは全くなかったのです。私たちの会には、そういう犯罪で殺された遺族がたくさんおります。その方の話を聞きますと、もう殺人犯なんか許しておけない、こういう気になりますのであります。これが私をして、81歳の今日までこの運動をさせたのでございます。

また、被害者の中にも死刑廃止論を唱える者がいるということをよく言われます。確かにA死刑囚に殺されたB氏、これは2,000万の保険金を詐取された方ですが、彼には母親と兄それから弟がいました。この兄のC氏がどういうわけか死刑廃止を言い出した。A死刑囚と交流しているうちに、死刑執行をしないでほしいという気になったといます。そして、高村法務大臣に上申書を出します。被害者、遺族として望むのは決して死刑執行ではない、謝罪、償いだと思えますと言って、死刑執行をしないように上申書を出しました。C氏の弟や母親はもちろん、それからA死刑囚に殺された他の被害者の遺族の方々は、C氏のこのやり方に全く同調しておりません。C氏だけがこんなこ

とをしている。どういうわけかこういうことをしたのかということは、彼の書いた本を読んでもよく分かりません。ただクリスチャンになったからというようなこと、交流しているうちに情がわいた、こういうふうなことしか書いておりませんが、真実は分かりません。

そして死刑廃止論者は、何かといえばこのC氏を引き合いに出します。遺族の中にも死刑を望まない者がいる、死刑廃止論者がいるということをよく言います。そこで私は尋ねるのです。C氏以外に死刑廃止を唱える遺族がおりますか。そう言うと、その人たちは途端に口をつぐんでしまいます。もし被害者の中に、遺族の中に死刑廃止論者がいるというのなら、もう少し数をそろえてきなさいよ。たった一人の人間を持ってきて、後生大事に被害者の中にも、遺族の中にも死刑廃止論者がいる、そう言って一般化しようとするのはおかしいのではないかと、こう言って私は反論をするのでございます。

また、国家といえども人の命を奪うことはできない、職務として人を殺すことは何事であるか、こういうことを言います。この人たちに私は聞きます。それならば、街頭で発砲して殺人をしている加害者がいる、これを射殺できないのですか。射殺するという事は、国家が殺すことでしょうか。それができないのですか、こう言うのです。そうすると、また黙ってしまいます。反論できない。

ヨーロッパなんかでは、もう現場射殺ということは多く行われていると言われていきます。これまた後で申し上げますが、EUだって現場射殺は行っているのです。人質犯についてはSATが飛びかかってくる。日本もそういうことをまねてSATをつくりました。国家が人命を奪ってはいけないのなら凶悪な人質犯を射殺することはできないはずで。死刑廃止国の方が一段と進んでサマリーエクスキューションをやっているわけでございます。

また軍隊はどうでしょうか。これこそ、罪のない者を国家の意思によって殺させる集団であります。こういうものを持っていいのですか。殺される相手の国の者もかわいそうだし、殺しに行つて殺されるその国の若者も気の毒な限りです。また戦争によって無差別に殺したりする。こういうことを放置して認めておいて、国家が人を殺す権利はないと言われる、生意気なことをおっしゃると、こう私は言うのでございます。

また、死刑廃止は世界の潮流である。これは日弁連もよく言います。廃止論者は必ず言います。世界の潮流、世界の潮流。一体世界の潮流というのが我が国とどういう関係があるのでしょうか。世界の潮流なるものが我が国の治安を守るのでしょうか、

文化を守ってくれるというのでしょうか。内閣府の調査によると、86%が死刑制度を支持しております。世界で廃止している国が多いからといって、私はこのために国民が自分の意識を改める必要は全くないと考えております。そもそも死刑廃止は、なんじの敵を愛せよという一神教のキリスト教の国から生まれました。なんじの敵を愛せよ、こんな難しいことは私たちには分かりません。私たちは因果応報、善因善果、悪因悪果、こういう仏教、東洋の思想の上に立つ文化に根差した生活をしております。一国の司法制度、犯罪政策、司法文化はその国の国民が決めるものであって、他国からとやかく言われる筋合いのものではありません。さっき言ったように、国連やEU連合が我が国の文化を破壊する力を持つというのでしょうか。犯罪防止や治安維持に責任を持ってくれているというのでしょうか。私はかっこいいことを言うなど、こう言って、大きな憤りを感じております。

先ほど言いましたように、これらの国々においては現場射殺ということが多く行われている。これは元参議院議員であり、今は弁護士、その前は検察官であった佐々木知子さんが、「死刑廃止に反対する」という論文をインターネットに載せておられますが、この現場射殺の問題について、どれだけ外国で行われているかということを一生涯アジ研の教官時代に調べたそうです。ところが統計が見つかりません。私も調べてみましたがありませんでした。佐々木さんは、余りにも当然なことなので統計にとるまでもないということではないかと、こういうことをおっしゃっておられました。イギリスの警察官は丸腰である、だから現場射殺するはずはないと言いますが、私は信用できない。丸腰でピストルを持って凶悪行為をしている犯人を捕まえられますか。凶悪犯人が来たら警察官は逃げてしまうのでしょうか。こういうのがイギリスであるとは思われません。

また、死刑には威嚇力がないとか犯罪抑止力がないと言いますが、常識的にいってそんなことは考えられません。先般中国から麻薬を密輸しようとした日本人が死刑になりました。それを見て密輸をやめたという人がいると、私は思います。もし違法駐車したら死刑にするという法律をつくってごらんください。違法駐車する人はいなくなるでしょう。それぐらい死刑というのは怖いものなのです。これは常識で考えて分かることです。

また、更生の可能性はある、極悪非道な人間でも更生の可能性があるので死刑にすべきではないと言いますが、更生の可能性があると、更生したからといって、彼の犯した罪が消えるという発想はどこから出てくるのでしょうか。更正しようが立派な人間になろうが殺した人間を生き返らせることはできません。



唯一気にかけてなければならないのは誤判の問題であります。これは犯罪の証明の問題です。被害者にとっても誤判は防いでもらわなければなりません。真犯人が別のところで笑っている、考えただけでもたまりません。誤判は無理な取調べから生まれます。これは科学の進歩とか、被害者国選弁護の制度とか、可視化の問題とか、裁判員の目が光っているとか、こういうふうなことによって取調べの無理な方法も手段もなくなってくるであります。「疑わしきは罰せず」という原則を貫き通す、その工夫を一段と凝らすのが第一であって、誤判があるから死刑をやめようということは私はもってのほかだと思えます。血刀を持って現場に立って、本人も犯行を認めている。その犯人に対して誤判の疑いがあると言えるのですか。こういうことも考えていただきたいと思っております。

死刑を廃止して終身刑を設けろという人もおりますが、この終身刑というのは何でしょう。絶対的終身刑であるならば、これは応報以外の目的がない。教育するわけではありませんから。それで刑務所の中の秩序が保てますかと私は問いたいのです。恩赦を伴う相対的終身刑であるならば、これは今の無期刑とどこが違いますか、ということをおし上げたいと思えます。

それから、死刑囚を終身養うとするとばくだいな金もかかるでしょう。私たち被害者は、今でさえも自分の納める所得税で殺人犯人を養っていると思うと口惜しくてなりません。いわんや、死刑制度を廃止して終身刑をつくるということになると、私は絶対税金は払わない、拒否したいと思えます。そういう制度をつくりたいという人たちが金を出して、彼らを養ってもらいたい。それだけの覚悟を持って廃止論を主張してもらいたい、こう私は思っております。

私の妻の事件の判決の4日後に3人の死刑執行が行われました。皆殺人を犯して一審で無期懲役になった。そして仮出獄して更に人を殺したのです。最初のときに死刑にしておけば、後の人は死ぬことはなかったのです。そういう例を私はいろいろ調べてみましたが、たくさんあります。判例ソフトを見ますといろいろ出てきます。最初の死刑をしなかったから後で死刑が出た、こういうふうなのが何件か出ております。医者ならば医療過誤ということで責任をとらなければいけない。一審の死刑判決を下さなかった裁判官、もうそろそろ出所させてもいいと考えた刑務所長、それからそれを受けた地方更生保護委員会の委員のみなさんは裁判過誤、司法過誤の当事者です。責任をとってもらいたいと思っております。

最後に私は、死刑廃止論者に聞きたい。あなたの娘さんが、あなたの奥さんが、強姦され殴打され裂傷され、コンクリートに詰められて殺された、証拠隠滅のために生き埋めにされた、こういう場合でも、その加害者を死刑にしないでくれとあなたは頼みますか。こういうことを声高に質問をしたい、こう思っております。また、過日、刑場の公開もありました。しかし、それと同時に殺人現場の悲惨な写真も公開してもらわないと不公平になる。刑場を見てかわいそうという情緒的な気持ちから死刑問題を論議されては困る。是非とも冷静な判断ができるような資料を出していただきたい、こういうふうに考えています。

以上でございます。まだありますが、時間が来ましたので、これで失礼します。

宮園誠也氏 私は池袋通り魔事件の被害者の遺族で、宮園誠也と申します。岡村先生の主宰していらっしゃる「あすの会」の幹事をいたしております。本日は意見陳述の機会を与えてくださりましてありがとうございました。

私の娘は、平成11年9月8日、昨日が11年忌でございました。日本テレビでは、この池袋通り魔事件のことを昨日、「きょうはどんな日」という番組で報道しておりましたが、身の不遇を国や社会のせいにして社会を恨んだ23歳の男が、池袋の繁華街で白昼通行人を無差別に襲い、2名を殺し、6名に重軽症を負わせた事件でございました。私の娘は、この事件で亡くなりました。

この事件の犯人は、一審、二審とも死刑判決、上告した最高裁でも上告を却下され、平成19年4月19日死刑が確定しました。以来3年4か月が過ぎましたが、まだ死刑は執行されておられません。私たちは全公判を傍聴しましたが、犯人からは反省も悔悟の情も感ずることはできませんでした。死刑廃止論者の中には、死刑は凶悪犯罪の抑止にはならないという人がいますが、現在のように死刑判決が下されても法の定める6か月以内の執行が守られない限り、無期懲役のような状態であるため、このような誤った考えを持つ者が出ると考えますので、この考えを糾弾するためにも速やかな刑の執行をお願いいたします。また、それが多くの遺族の、事件からの早期回復につながります。

犯人が処刑されても被害者は生き返らないから遺族の心は癒やされないという死刑廃止論者もいますが、遺族の心情を理解しない僭越な発言であります。生きて償わせるといふ言葉を聞きますが、命はかけがえのないもので償えないものです。死刑廃止論者は

念仏を唱えるごとくこの言葉を発していますが、だれに対して何をどのようにして償うのか、具体的に例を挙げて説明してほしいものです。死刑判決が下されてから、刑の執行を逃れるために再審請求を重ね10年以上経過している死刑囚がありますが、自らはむこの民をあやめていながら反省の心もなく、生に執着している姿に、激しい怒りを覚えます。私は、娘を殺されてから11年が過ぎましたが、犯人は死刑を宣告されてから3年半が過ぎましたが、まだ執行されていません。私は現在76歳、妻も間もなく70歳になります。平均寿命に近くなりましたが、犯人の刑が執行されるの見届けるまでは死ねません。そのため、毎日今6キロのウォーキングと20分の体操をして健康の維持に努めております。遺族の心情はこのようなものです。このため、死刑の刑の執行は法にのっとり、6か月以内に行われることを切望いたします。終わります。

鈴木八恵子氏 鈴木と申します。お願いいたします。私は一人息子を罪もないのに残酷な方法で殺され、この世に一人残された家族のいない老婆です。80歳になりました。皆さんは、最愛の我が子を罪もなく惨殺されたことがありますか。また、死刑反対を唱える人たちも、このつらい悲しみは当事者でなければ分らないと思います。先日死刑執行の刑場の場面をテレビ等で見ました。胸が痛み涙が出ました。死刑囚に泣いたのではありません。息子の最後の残酷な死に方を思い出して、悔し涙です。絞首刑になるまでの一部始終を知り、何て幸せな死に方だろうと。いろいろ気を遣ってもらい、死体も大事に扱ってもらえるでしょう。死刑がいつ執行されるかと恐怖で眠れないと言っていますが、被害者は何も悪いことをしていないのに、いきなりひどい殺され方をしています。死刑は人の命を断つ重大な刑罰だと言っていますが、最初に殺害された被害者の命はどうでもいいのですか、人ではないのですか、人間ではないのですか、虫けらですか。いいえ、息子は人間です。まだ生きていたかったのです。息子は夜道を歩いていて、いきなり暴行をされたのです。何の関係もない3人組です。少年院帰りの青年と少年二人です。青年は見張りや命令、少年二人はいきなり頭を殴り、一人が首に腕を巻きつけて草むらに倒し、顔面、腹部等を何回も足げにし、ぐったりとした息子から金を取り、生きていても抵抗できない状態にあったのに、植え込みに引きずり込み、丸太棒で二人が50～60回殴ったのです。頭部、顔面の骨折を含む多発外傷、多発肋骨骨折、肝臓腎臓座裂傷による出血にて死亡。最後に丸太棒を首に押し込んだので、血がごぼごぼと音を立てて出たそうです。息子は冬の寒空、冷たい地べたにごみのように捨てられていたのです。その場面を想像してください。正に地獄絵です。さぞ血の涙が飛び散っ

たことでしょう。

息子は犯人たちに偶然初めて出会い、何も悪いことはしていません。犯人たちの顔も分からず、なぜ自分が殺されるのかも分からず、撲殺されたのです。鬼です。人間のやることではありません。でも殺人少年たちは、少年法という都合のいい法律に守られ生きています。

警察で死体に会いました。お化けか歯をむき出した怪獣のような物すごい顔でした。それでも一部分だけです。あとは頭から体全体包帯でぐるぐる巻きです。血液型や体の特徴を聞かれたわけが分かりました。顔がないのですから。でも母の私は分かりました。おなかを痛め産んで育てた我が子です。何年前、絞首刑は残酷だと新聞に載せた女性議員がいました。この人だけでなく、死刑反対を唱える人たちにも、息子の顔のない死体を見せてやりたかった。罪のない我が子を殺された母は、大声で言います。絞首刑なんて軽過ぎる、被害者を殺したのと同じ方法で死刑にしてもらいたい。同じ地獄の苦しみを味わってもらいたい。

生きて罪を償えと格好のいいきれいな事を行っている幸せな人がいます。被害者は、骨になり墓の下です。生きていてどうやって墓の下の被害者に償うのですか。お金や品物は返せても、命は帰ってきません。無念に死んだ被害者のことなどそっちのけ、将来があるから更生させてと殺人者をかばうのですね。被害者にも夢も将来もありました。私は息子の断末魔の形相を死ぬまで忘れません。「梅のもと無念に生きし子の思い 司法に届け母の涙と」。

辻刑事局総務課長 ありがとうございます。時間もありませんが、何か御質問等ございましたらお願いします。

それでは、岡村先生、それからお二方の宮園さん、鈴木さん、ありがとうございます。

岡村勲氏 どうもありがとうございました。

## 道上明氏ヒアリング

(随行者 小川原優之氏・田鎖麻衣子氏)

辻刑事局総務課長 それでは、次に道上先生から御意見を伺いたいと思います。道上先生は、日本弁護士連合会副会長を務めておられる弁護士であります。

最初に、大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

千葉法務大臣 本日は、この勉強会に御参加、御出席いただきましてありがとうございます。時間の関係もございますので多くを申し上げることはできませんけれども、それぞれの多くの皆さんから忌たんのない御意見を頂きまして、私たちの勉強に、そしてまた、これからの大きな広い議論の参考にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

道上明氏 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。私は、ただいま御紹介がございました日本弁護士連合会の副会長をしております道上明でございます。

[パワーポイント映写、以下、場面が変わるごとにパワーポイントの該当部分を「1頁下)」などとして表示]

1頁下) まず初めに申し上げなければならないことは、千葉大臣による2名に対する死刑の執行についてでございます。千葉大臣は就任当初、死刑の執行は人命にかかわる問題ゆえに慎重に取り扱っていきたいと述べておられました。にもかかわらず突然、死刑の執行を命じられたのは、連合会としては甚だ遺憾であり、強く抗議せざるを得ません。また、千葉大臣の提案により、法務省内に「死刑の在り方についての勉強会」が設けられたわけではありますが、死刑制度を現に維持し、その運用に当たっている法務省内の関係部局担当者による構成では、制度の根幹を問う議論を行うことは不可能であります。勉強会を行うのであれば、死刑執行停止、死刑廃止を含め様々な立場を有する有識者や死刑問題に携わってきた市民団体等からも幅広く構成員を募るべきであって、日弁連から推薦する会員についても、その構成員とすべきであったと考えます。

この勉強会を単なる組織内学習会で終わらさず、真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機とするためには、今後、行刑改革会議のように日弁連や外部の有識者からも幅広く構成員を募った、いわば死刑制度改革会議のような組織を立ち上げ、死刑制度の存廃について国民的議論を行うべきであると考えております。

2頁上) 日弁連は、現行の死刑制度が様々な問題点を抱えている事実を踏まえ、死刑制度の存廃について国民的議論を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止するという「死刑執行停止法」の制定を提唱しております。

2頁下) 本日は死刑廃止、執行停止は国際的な潮流であり、我が国も国際人権法を尊重すべきであること、冤罪による死刑執行のおそれは現実のものであること、死刑制度の廃止は世論調査の結果にかかわらず検討されるべき問題であること、死刑制度に関する情報は積極的に公開されるべきであること、裁判員制度の実施を契機として死刑制度の存廃について国民的議論をするべきものであること、死刑に代わる最高刑の検討に着手するべきであることについて、意見を述べたいと思います。

3頁上) まず、死刑廃止、執行停止は国際的な潮流であり、国際人権法を尊重すべきであるということについて述べたいと思います。今から20年前、1990年当時は、世界でも死刑存置国の方が多く状態でしたが、2009年現在、死刑存置国は58か国、死刑廃止国は139か国であり、死刑廃止国が死刑存置国の倍以上となっております。なお、廃止国には10年以上死刑の執行を行っていない事実上の死刑廃止国も含まれております。

3頁下) この勉強会の資料として、法務省側から死刑制度国際比較、国連事務総長報告が配付されておりますが、そこでは過去10年以内に執行のなかった国又は地域が、死刑制度を存置している国又は地域として記載されております。しかし、これらの国は事実上の死刑廃止国と考えられます。このように、死刑廃止、執行停止が国際的な潮流となっていることは明らかであります。死刑存置国はこのように少数派ですが、その中でも実際に2009年に死刑の執行を行った国の数は更に少なく、わずか18か国にすぎません。誠に残念なことに、日本もこの少数の国の一つであります。

4頁上、下) このように死刑廃止国が増えているのは、人権に関する国際法、すなわち国際人権法が世界各国において尊重されるようになったからにほかなりません。日本も批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約、自由権規約には、「すべて人間は生命に対する固有の権利を有する」と述べられており、生命に対する権利がすべての人に保障されるべきことが明確に宣言されております。日本に対しても、死刑の執行を速やかに停止するべきであるとする国連拷問禁止委員会の勧告や国連人権理事会による勧告がなされております。

5頁上) さて、日本の死刑制度は死刑判決に対する必要的な上訴制度がないこと、死刑確定者からの再審請求や恩赦の申立てに執行停止の効力がないこと、死刑執行の対象とされる者の精神障害の有無についての制度的な審査が保障されていないこと等、国際人権規約に大きく違反している状態にあります。また、死刑執行の直前に死刑確定者本人に対する告知を行い、家族、弁護士等に対しては事前告知を行っておりません。非人道的取扱いというだけでなく、手続保障の観点からも死刑確定者及びその家族等に予定されている死刑執行の日時について、適切な余裕を持って事前の告知が与えられるべきであると思われまます。

5頁下) 次に、冤罪による死刑執行のおそれは現実のものであるという点について述べたいと思います。我が国では、死刑事件について御承知のように既に4件も再審無罪判決が確定をしております。免田、財田川、松山、島田の各事件であります。死刑事件においても誤判が存在したことが明らかになっております。また、死刑事件ではないものの、近時において2009年12月14日、最高裁は布川事件において再審開始を支持する決定を下し、2010年3月26日、宇都宮地裁は足利事件について再審無罪判決を言い渡しました。足利事件は、捜査機関と裁判所が当時の精度の低いDNA型鑑定を過大評価し、自白を偏重して適正な判断をしなかったこと、裁判所が長い間DNA再鑑定を拒否したこと等複合的な問題が顕在化した事件ですが、菅家さんは捜査段階で複数の被害者殺害について自白を強要されており、死刑事件となるおそれもあった事件であります。これらの事件以外にも、死刑事件である名張毒ぶどう酒事件や袴田事件は冤罪である疑いが強く、日弁連は再審を支援しております。

このような現状を考えると、冤罪による死刑判決を受け、死刑の執行までされてしまった例がこれまでに一度もなかったとは到底断言できません。いわゆる飯塚事件においては、足利事件と同様の精度の低いDNA型鑑定を重要な証拠として死刑が言い渡され、無罪を主張していたにもかかわらず、2008年10月再審請求の準備中に死刑が執行されてしまい、現在再審請求中であります。

日弁連は、取調べ全過程の録画と冤罪を生まない刑事手続改革を強く求めております。調査権限を初め、十分な権限を付与された公的な第三者機関としての誤判原因を究明する調査委員会を設置して、捜査と公判における構造的な問題点を明らかにし、改善への具体的道筋をつけていかなければなりません。しかし実際には、誤判原因の解明とその防止のための抜本的対策は何らとられていないままです。こうした状況のもとにおいて、

冤罪における死刑執行のおそれは現実のものとなっているのであります。一たん失われた命は金銭で補償することはできません。どのようにしても回復することができないのであります。

6頁上) 諸外国においても冤罪の存在が問題となり、例えばイギリスのように死刑制度が廃止されるに至った例があります。死刑存置国として有名なアメリカ合衆国においても、イリノイ州のように死刑判決が出された事件が、後に冤罪であることが判明したことをきっかけとして、死刑確定者を終身刑に減刑した例等があります。アメリカでは、1973年以降実に138名の死刑囚の無実が判明しています。このほか、同国の死刑情報センターによれば、少なくとも8名について、死刑の執行が現になされたものの無実である可能性が指摘されています。

6頁下) 次に、世論調査の結果にかかわらず死刑の廃止を検討すべきであるという点について申し述べます。日本国内においては、世論調査の結果、国民の8割以上が死刑存置を望んでいるとされています。平成21年12月に実施された基本的法制度に関する世論調査の結果についても、死刑存置が85.6%であるとされており、日本政府は、この世論調査の結果を死刑存置の理由としてしばしば挙げています。しかし、世論調査の結果は死刑を存置する理由とはなり得ないと思います。死刑制度の存廃は死刑廃止、死刑停止が国際的な潮流であり、国際人権法を尊重すべきであること、冤罪による死刑執行のおそれが現実のものであることを直視し、死刑制度についての十分な情報が公開された上での国民的な議論をすることによって解決すべき課題なのであって、世論調査の結果によってのみ決めるべきものではありません。

7頁上) 国際人権(自由権)規約委員会による審査の場では、委員から「日本政府は世論に大きく依存しているが、死刑には極めて問題があることを国民に知らせる意思があるのか」といった発言がなされ、日本に対し、締約国は世論調査の結果にかかわらず死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであるとの勧告がなされました。この勧告にある締約国を構成しているものは、日本政府だけでなく、日本国民そのものが勧告の対象であり、マスコミも日弁連も勧告の対象であると言わなければなりません。この勧告にあるように、日本政府、法務省は積極的に国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであります。

7頁下) 死刑を廃止できた諸外国の例を見ても、死刑を存置するか廃止するかは世論調査の結果決められたわけではありません。ヨーロッパにおいても、オーストリア、イ



ギリス、フランス等では、政権交代を契機とする政府のリーダーシップにより死刑廃止への転換がなされ、またアジア諸国においてもハワイ大学デイビッド・ジョンソン教授が指摘するように、死刑の廃止・執行停止は世論による死刑支持率が低下しただけではなく、民主的な政治家のリーダーシップにおいて達成されました。死刑の存廃を決定するのは世論や大衆の要求でなく、政治指導者たちのリーダーシップなのであります。

8頁上) 次に、死刑制度に関する情報を積極的に公開するべきであるという点について述べます。日本では、死刑の執行は極端な秘密主義がとられてきており、国民に対し死刑制度の実態が隠されております。情報が国民に対し十分に公開されていない中で世論調査の結果にどれほどの信頼性があるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。死刑制度の存廃について国民的な議論をするためには、その前提として死刑制度がどのように運営されているのか十分情報が公開されていなければなりません。公開されるべき情報としては、例えば次のようなものが挙げられます。

まず第1に、執行の対象者はどのように選ばれているのか。例えばこれまでには、高齢の確定者に対する執行や無実を訴え続け再審請求の準備中の確定者に対する執行もありました。次に、執行の対象者の心身の状況、例えば精神障害により心神喪失だったおそれはないのか、あるいは絞首刑による執行方法の具体的詳細はどのようなものなのか、方法いかんによっては頸部が切断されるおそれがあるとの指摘がなされています。

現在法務省は、執行直後に氏名、犯罪事実の概要、執行場所を公開していますが、これは過去のある時点でこのように凶悪な罪を犯したのだから死刑が執行されても当然であるという執行の正当性を強調するための限られた断片的な情報の公開であり、いわば情報操作とも言えます。刑場の公開も、それだけでは厳粛に執行されているとばかりは言えません。しかも今回の公開は、東京拘置所の1か所に限られ、首にかけるロープも踏み板が開く状況も公開されませんでした。死刑制度の存廃について国民的な議論をすることができるための十分な情報、死刑の執行が適正に行われているか否かを検証することができる十分な情報の公開が必要です。刑場の公開だけでは全く不十分だと言わざるを得ません。

8頁下) 次に、裁判員制度の実施を契機として、死刑制度の存廃について国民的な議論を行うべきであります。裁判員制度においては、裁判員として参加した国民が死刑を科すかどうかを直接判断することになります。裁判員を務める国民に対して、あらかじめ死刑制度に関する十分な情報が公開される必要があります。また、死刑を科すか否か

は極めて重要な判断であり、裁判員と裁判官の全員の意見が一致するまで議論を重ねる慎重な審理が目指されるべきであります。先ほども述べましたように、冤罪による死刑執行のおそれは現実のものであります。このことは、裁判員制度のもとにおいても全く同様であります。裁判員が誤って死刑の言渡しを行い、死刑の執行が行われた後、冤罪であることが判明した場合について、現実の問題として考える必要があるのであります。

現在、死刑制度そのものについての国民的関心がかつてなく高まっています。この勉強会の結果を更なる死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び実際の見直し作業につなげるべきであり、まずは外部有識者等から成る、先ほど申し上げましたように死刑制度改革会議のような組織を立ち上げ、更には国会における死刑問題調査会の設置へと発展させ、広く国民的な議論を行うべきであります。

9頁上、下) 次に、死刑に代わる最高刑の検討に着手するべきであります。現在無期徒刑受刑者の数は急増しており、他方無期徒刑受刑者にとっての仮釈放はますます狭き門となる傾向にあり、無期徒刑の事実上の終身刑化が進んでおります。刑罰制度は本来、受刑者の社会復帰を前提として運用されるべきものであり、無期徒刑受刑者を含めた仮釈放の在り方を見直し、無期徒刑の事実上の終身刑化をなくす必要があります。よってこうした改革なしに死刑制度を維持したまま、仮釈放の全くない終身刑を導入することに日弁連は反対しております。しかし他方、死刑制度の存廃について議論する際、死刑の代替刑としての仮釈放のない終身刑を創設するか否かは避けて通れない論点であります。

10頁上) 日弁連は、死刑執行停止法案の中で国民的な議論において検討すべき課題の一つとして、死刑に代わる最高刑の在り方を挙げております。死刑の存廃についての国民的議論をする際には、死刑に代わる最高刑の在り方についても検討されるべきであります。

10頁下) 最後に、ある日突然理不尽な犯罪により命を奪われた被害者とその御遺族の苦しみは耐え難いものであらうと思ひます。御遺族が死刑を望んだとしても自然な感情であらうと思ひます。ただ、御遺族の被害感情というのも時間や状況とともに変化し得るものでありましよう。また現に、加害者の死刑を望まない御遺族もいらっしやいましよう。被害者遺族の感情も、そのニーズも多様なものであります。ヨーロッパ諸国では、被害者御遺族に対する手厚い支援と死刑の廃止の双方を実現しているものであり、人権を尊重し民主主義を掲げる私たち日本の社会において、これが実現できないはずがありません。この勉強会を契機として、死刑制度の存廃について真に開かれた国民的議

論が開始されることを強く求めるものであります。

私からの意見は以上であります。

辻刑事局総務課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見に関しまして御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

甲斐官房審議官(刑事担当) 官房審議官の甲斐と申します。今日はどうもありがとうございました。

1点確認という趣旨で教えていただきたいと思うのですが、最初に日弁連の基本的立場として「死刑制度の存廃について国民的議論を尽くし、死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間死刑の執行を停止する」ということが記載をされて意見を述べられたところがございます。死刑を廃止すべきであるという意見を日弁連として決定されたことはあるのでしょうか。

小川原優之氏 日弁連の死刑執行停止実現委員会の弁護士の小川原といいます。よろしくお願いたします。

資料は配付されているかと思うのですが、資料一覧を御覧になっていただけますでしょうか。日本弁護士連合会資料6の13ページ、日本弁護士連合会資料の通しページの69ページになります。これは日本弁護士連合会の基本政策集というものなのですが、2009年12月11日に作成し、その後改訂を重ねているものなのですが、その通し番号69ページ、基本政策集の13ページなのですが、その(6)というところを御覧になっていただければと思います。「死刑の執行停止と死刑の存廃についての国民的議論の提起」を行うのだということで書いてあるのですが、死刑の廃止・執行停止は国際的な潮流であるということが書いてあって、その上から今のところの4行目、「政府に対し、死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受けとめ、死刑の執行を停止し、死刑制度の存廃について国民的議論を行うべきです」と、これが日本弁護士連合会の基本的な政策ということになります。

中村法務大臣政務官 政務官です。先ほどから政治的なリーダーシップをもとにということなのですが、そのデータについては資料の中に入っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。と申しますのは、この勉強会の、日弁連が審議会形式というふうにも言っているのですが、私たちとしてはこういう公開の場で開

かれるものに関してはきちっとデータも公開させていただくことによって、幅広く国民の皆さんの議論に資するような形をつくっていきたいと考えております。そういった意味で、御主張なさっていることに関して関連のある資料については、その当該ページ等をプレゼンのときでも示していただくことが有り難いと考えております。まず死刑制度を利用するのは世論でなく政治的リーダーシップというデイビッド・ジョンソン教授のプレゼンの資料のところに数字も挙がっておりますけれども、この原典になるような資料をまず示していただきたいというのが第1点です。

もう1点は、先ほど犯罪被害者の遺族の方からのヒアリングがありました。その中で、被害者が非常に残虐な行為によって死亡しているような場合に、その応報感情をどのように満たしていったらいいのか、それについての論点のプレゼンはありませんでしたので、この点についてどのように考えているのか、その根拠は何かということについてお知らせください。

田鎖麻衣子氏 弁護士の田鎖と申します。まずお尋ねの第1点目について述べさせていただきたいと思います。パワーポイントのプレゼンテーションの中で先ほど政務官が触れられました、死刑制度を左右するのは世論ではなく政治的リーダーシップというところで、その末尾にジョンソン教授とジムリング教授による共著の著書、書籍については挙げさせていただいております。ただし、実際にはこの著書の中で更に細かいデータが示されておるといことですので、あるいは政権交代を機に、政治的リーダーシップによって死刑廃止へとつながったというものについては、確かにこのパワーポイントプレゼンテーションの中では特にお示ししておりませんので、お許しいただけるのであれば、ぜひその点は追加の資料ということで提出させていただきたいと思います。また、デイビッド・ジョンソン教授も今日本にしばらく滞在中ということですので、ぜひ直接お尋ねになるのも一つの方法かと僭越ながら考えます。

中村法務大臣政務官 私が個人的に伺うとかいうことではなくて、この勉強会の場で公開で資料をそろえて事実を確定させていくということが非常に重要です。世論の反対が強かったにもかかわらず政治的なリーダーシップで実現したようなプロセスというのがいかに行われて、その結果どのような形で世論が収まっていったのか。そういったことの実例をきちっと把握することこそが議論の充実につながっていくので、その点を確認したということでございます。あともう1点、お願いいたします。

小川原優之氏 小川原です。今おっしゃられていること、私も全くそのとおりでござい

すので、公開できるような形での資料の提供ということをご準備させていただきたいと思っております。

それと、次に被害者感情の件なのですけれども、これは非常に難しい問題、重要な課題だと私も思います。私は日弁連の被害者支援の委員会にもずっと以前おまして、第二東京弁護士会の副会長だったときには被害者問題を担当する副会長だったものですから、被害者の皆さんからも多くの意見を聞いてきました。実際おっしゃられるように、被害感情というものはそのたやすくいえるようなことではありませんし、殺人事件の被害者の御遺族が死刑を望んだとしても私は自然なことなのだろうと思っております。ただ、そのことと日本という社会から死刑という制度を執行停止するなり廃止についての国民的議論をするのかということとは本来別な事柄なのであって、被害者に対する手厚い支援を行う、弁護士会でも被害者に対する支援活動は様々に行っておりますし、これからも更に充実させていくつもりなのですけれども、その被害者に対する支援、手厚い配慮をする社会を実現していくということは非常に重要なこと。個別の被害者が、御承知かと思っておりますけれども、例えばオウム真理教の被害に遭われた御遺族の中にも、死刑を望む方もいればそうではない方もいらっしゃるわけです。我々も様々な被害者の方から御意見を伺っておりますけれども、多様性がある。今日、資料の16ですか、アメリカの殺人被害者遺族の会の方をお招きしてお話を伺った際も、男のお子さんを性的な被害で亡くされたお父さんが、法廷では死刑を望んでいたけれども自分の気持ちが変わっていく、そういう中で、やはり被害者の遺族感情というものを、そのみを根拠として死刑が存置されるべきだとか、そういうことは日弁連としては考えていないのであって、この日本の社会というのは被害者の支援を一方では手厚く図りながら、他方では死刑が執行停止されて、国民的な議論の結果ですけれども、死刑を本当に残すのか廃止するのか、国民的な議論がなされるべきなのだと考えている次第です。

加藤法務副大臣 加藤公一でございます。今日はありがとうございます。

多少重なるところもあろうかと思うのですが、理解を深めるためにあえて御質問させていただきたいのですが、死刑廃止は世論にかかわらず検討すべきだという御主張についてなのですが、民主的な国家で世論を無視して議論を進めるといのは実は容易な話ではないところでありまして、これは世論は世論としてあるけれども、別にいかなる提案も検討、議論していくことは構わないではないかという趣旨なのか、それとも、事このことに関して言えば他国でもそうであるように世論とは別の判断を、先ほどから出て

いる言葉で言えば政治的リーダーシップのもとで出すべきだという御主張なのか、ここを御説明いただきたいのと、二つ目は、死刑に代わる最高刑の検討が必要だということは御主張として分かりましたが、日弁連の総意として何かまとめていらっしゃるものがあるかどうか、あれば御示唆いただきたいという2点であります。

道上明氏 世論については、先ほどからも申し上げているように、世論は世論調査等で調査するわけでしょうが、情報公開等がされていない世論を見るというのはどうかという問題点が一つと、それから死刑については人権の問題ですから、人権の問題を論ずるときには少数者の保護という観点がありますので、必ずしも多数派の意見というものにこだわるのが相当なのかという問題点があるという側面があるというのを常に考えていかなければならないということ。それから国際的な傾向としても、必ずしも多数派の意見にこだわらなくていいのだというのが国際的な傾向だ。国際的な傾向をそのまま受け入れるというだけの問題ではないのですけれども、そういう傾向にあるようなところが私たちの意見なのですが、田鎖先生、更に加えることがあればお願いしたいと思います。

田鎖麻衣子氏 正に今の2点目の点が本質的なところであろうと思います。人権の問題であるが故に必要な情報は公開、十分広く提供した上で、必要なリーダーシップをむしろ政府の方がとっていくべきであるというふうに考えております。

それから、お尋ねの第2点目の点でありますけれども、死刑に代わる最高刑の検討をすべきであるということにつきましては、資料でいきますと、一番古いものでまず資料3「死刑制度問題に関する提言」というところで既に掲げております。繰り返し、同様の死刑に代わる最高刑の検討をすべきであるということについては、日本弁護士連合会資料4の決議、あるいは死刑執行停止法案の中でも、死刑制度調査会を設置し、その中で最高刑の在り方、最高刑についての検討もしていくという提案を、日弁連として、これは意思決定をしております。それとは別に、この死刑制度を維持したままでの終身刑の創設の問題につきましては、日本弁護士連合会資料15におきまして理事会を通して意見書を採択しております。

辻刑事局総務課長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

## 本江威憲氏ヒアリング

辻刑事局総務課長 次に、本江先生から御意見を伺いたいと思います。本江先生は、最高検察庁公判部長を最後に御退官された元検察官であられまして、現在は公証人を務めておられます。最初に、大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

千葉法務大臣 本江先生には、今日は私どもの勉強会に御出席を頂きましてありがとうございます。多くの皆さんから御意見を頂きながら、この勉強会、議論をこれからもさせていただきたいと思っておりますので、忌たんのない御意見を今日はちょうだいできますよう、よろしく願いをする次第でございます。ありがとうございます。

辻刑事局総務課長 それでは本江先生、よろしく願いいたします。

本江威憲氏 御紹介いただきました本江威憲でございます。既に検事を退官しましてから10年余りになりますが、在任中に法務省の保護局長を2年ほど務めた御縁で、現在は更生保護、つまり刑務所や少年院から出てこられた人たちの社会復帰、立ち直りの事業に従事しておりまして、現在、全国更生保護法人連盟の理事長も務めている次第でございます。

本日御指名を頂きましたのは、私が現役時代、昭和62年から2年間、東京地検刑事部の本部事件係検事というポストを務めたことからだと思います。本部事件というのは、殺人、強盗殺人の重大事件で犯人が容易には判明しないと思われる事件等の中で、所轄の警察署の刑事課に任せておいたのでは困難を極めると思われるということで、警視庁刑事部捜査一課が直接捜査本部を設けて自ら捜査をする事件でありまして、本部事件係は、そういう事件だけを取り扱う検察官の係であります。したがって、本日テーマになっております死刑か無期懲役かということが求刑の段階で常に問題になる事件を相当数扱います。そういうこととお呼出しがあったのだと思います。しかし、私は学者ではありませんし、死刑の問題について常日ごろから研究を続けているわけではありませんので、そういう私に話をしろということは、結局はこの種事件の第一線の現場で捜査を担当している、あるいは公判を担当している検察官として、死刑あるいは死刑制度というものがどういうふうに映っているのか、現場の経験を踏まえて意見を述べよ、こういう御趣旨かと思ってお参りいたしました。そういう観点から、私個人の意見を申し上げたいと思います。私の申し上げたいことは、レジュメの形で皆様方のお手元に行っていること

思います。今日は時間がありませんので、そのうちのごく一部をかいつまんでお話ししたいと思っております。

この死刑の問題は、つまるところ死刑制度を存置すべきか廃止すべきかということに尽きるのではないか、あるいはその点が最も中心的な課題ではないかと思っております。したがってそういう観点でお話を申し上げますが、私は十数年前に死刑の問題についてはかなりの論文を読ませていただきました。その結果、当時の記憶で申し上げれば、死刑を存置すべきか廃止すべきかということについて、理論的にどちらかの結論を出すことは不可能な問題だという結論を出した記憶がございます。つまり、この問題は、政策的決断の問題であると理解をしております。

それからもう一つ、この死刑問題を考える場合には、一般に存置論、廃止論については、非常に多くの意見が述べられておりますけれども、まずもって死刑が求刑され、あるいは死刑の判決が言い渡された具体的な事件を自らの目で見ると、少なくとも事件記録を何件か読んでみるということから始めないと、結論がおかしくなるのではないかと思っております。そういう意味で、具体的な事件を申し上げたいところではありますが、時間の制約もありますので、事件そのものの罪体の残虐さ、凶悪さという問題については、平成11年に検察官が控訴審の無期懲役判決を不服として死刑を求めて最高裁判所に上告した5件の事件について判決又は決定が言い渡されておりますので、大体の方はそれらを御覧いただくことにいたしまして、私はあまり書いたものがない、殺人の被害者の遺族がどういうことを検察官や裁判官に求めているのかという観点から、具体例を一、二申し上げたいと思います。不正確になってはいけませんので、当時私がある法律雑誌に、記録を見ながら執筆したある事件の関係者の供述を紹介します。

この事件は、東京都内で起こった、あるアパートに住んでいた夜寝ていた大学卒の女性の家に窃盗の目的で忍び込んで、気付かれたことから、その女性ののど元を所携の刃物で一突きにして殺害したという事件であります。当時彼女は婚約をしておりまして、非常に悲惨な事件でありました。そのときの婚約者は、どういうことを言っているかといいますと、警察官の調べの際に、「極刑にしてもらいたいというのが正直な気持ちです。」と言っています。検察官に対しては、「極刑になっても当たり前だと思います。それでも彼女は私のもとに戻ってこないのですから、まだ足りないぐらいです。」と言っています。またその父親は、警察官に対して、「何で娘が殺されなければならないのだ。死刑を望みます。安全であるべき自分の部屋で理由もなく刺し殺されるなんて、神も仏



もこの世にはないのかと強い怒りが込み上げてきます。残念で残念で仕方がありません。今の世の中ではできないことですが、私とその男に飛びかかり殺してやりたい気持ちでいっぱいです。絶対に許すことはできません。死刑を望みます。」、このように述べておりまして、私のもとに400字詰め80枚ぐらいの綿々と被害感情をつづったものを提出してまいりました。それには、「犯人を八つ裂きにし、引きずり回してもまだ足りない。余りにも憎く、どのような言葉でも我々肉親の感情をあらわすことはできない。どうしても死刑、それもなぶり殺してほしい。どんなに怖かったか、父には分かる。父が自分で代わってやりたいと思う。想像すればするほどつらく、胸が痛む。人を殺すことが悪いということは、どんな人間でも知っている。それが分からない人間がもし存在しているとすれば、それは有害な動物として直ちに抹殺すべきだろう。」と述べております。次に母親がどのように言っているかといいますと、「犯人が死刑になれば、私が行ってボタンを押してやりたい気持ちです。罪のない人間を刃物で刺し殺すということは人間ではないと思います。絶対死刑を望みます。それでも娘は帰ってこない。」。また、第二人は死刑を望みまして、「犯人は自分で起こしたことですし、自分で責任をとるのは当然です。」と述べています。それでも、この事件では、死刑を求刑いたしませんでした。

またもう一件申し上げますが、ある事件の公判廷で被害者の妻が法廷に出てきて、検察官の「処罰についてどのようなお気持ちでおられますか」という質問に対して、「同じようにしてあげたいと思います。」と答え、「死刑にしてほしいということですか。」という質問に「はい」と答え、弁護人からの「罪を憎んで人を憎まずという格言があるのはどう思いますか。」という質問に対しては、「今言った格言はこういうことに使われるみたいですが、物をとられたとかけがをさせられたとか、あと両手足をとられてもいいです。命だけ助けてくれれば、それは私は許します。けれど命をとられました。許すことはできません。申し訳ないですけども。」と、このように述べております。現場の法執行機関としての検察官、裁判官も同じでありますけれども、こういう被害者の遺族の声をしばしばというか、日常的に聞きながら、捜査に当たり、公判に当たり、求刑をしているわけであります。

こういう遺族たちの気持ちの中心にあるのは、やはり復しゅうの気持ちであります。しかし、被害者の遺族に復しゅうを個人的にすることは国が許しておりません。復しゅうをしてもだれも異を唱えないような被害者の地位にありながら、国家はその復しゅう

の権利をはく奪しております。そういう中で、法執行機関である検察官は、どういうことを念頭に置いて事件処理に当たらなければならないのか、ということが問題になると思います。遺族は抑えても抑えても突き上げてくる、そういう無念の気持ち、愛する人を奪われた寂しさ、そしてそれを日常的に感じながら復しゅうの念に燃えてくる。そういうものを何とかして慰ぶしなければならないし、刑事手続というものはそういう犯罪によって失われた被害を回復するための手続ですから、法執行に当たる検察官としては、そういう被害者の遺族の気持ちを十分に考慮して、彼らがある程度は納得できる刑を求刑しなければならない。

その場合に何が問題かといいますと、そういう被害者に対して、あるいは国民に対してもそうありますが、人権主義だとか人道主義とかいうような抽象性の高い言葉でもって我慢しなさいと、国が代わって処罰をしてあげますから我慢しなさい、そういう抽象的な言葉ではとても納得させられるものではありません。検察官が求刑を考える場合に最も重要なことは、罪の重さと刑の重さの均衡を図るということです。「罪刑の均衡」というそうではありますが、それなくして、こういう事件に対する刑事手続の正義、正しい在り方は考えられません。もし罪刑の均衡を図らなければ、恐らく極端な場合は復しゅうも行われるでありましょうし、仮にそうでなくても刑事司法に対する国民の信頼はどんどん薄らいでいくであろうと思います。もしそうなれば犯罪も増えるでしょうし、そしてまた捜査に対して国民の協力も得られなくなるのではないかと考えております。罪刑の均衡ということは、どうしても必要なことではないかと思えます。そういう状況でありますから、被害者の遺族の声を聞いている検察官としては、あなたは何人殺しても、どのような残虐な方法で人を殺しても、あなたの命だけは国家が保障してあげます、というようなことはなかなか言いにくい。それが現場の検察官の気持ちであります。

時間がありませんので、先へ進みます。私も検事ですから、多少は理論的な問題も触れなければならないと思います。死刑廃止論の意見が学者の皆さん方の中に大きいようでもありますけれども、私は現場でたくさんのこういう事件を扱ってきた者として、なぜそんなに死刑廃止論が多いのかということを考えますのに、死刑廃止論を唱えられる方々が事件の記録を御覧になっているのだろうか、あるいは法廷で一つの死刑が言い渡されるような事件を一貫して傍聴されたのであろうか、そういう、まず具体的な事件に接し、その中で人として感じ取り、そして死刑を全面的にいかなる場合にも廃止すべき

だという結論に達するのかどうか、そのところをお考えいただきたいと思うのであります。

若干理論的な問題に移りますけれども、第一は、死刑廃止論の方の中に、死刑に抑止力はないということを言う人がいます。あるいは死刑に抑止力があるということは証明されていないということを言う人がたくさんおられます。果たしてそうであろうか。私が多くのこの種の事件を担当して捜査をしておりますときに、殺人の瞬間あるいは殺人の5分前、1分前、そういうときに犯人が死刑を念頭に置いて、それでも私は殺すのだという決意を固めて殺人行為に及ぶのかというと、私は実際にそういうことがあるのかどうか質問をしたことはありません。ありませんけれども、恐らく想像としてはないのだらうと思います。検察官が被疑者の取調べをするときには、殺人の動機から始まって殺人行為に及ぶまでの刻一刻の心理の動きを静かに聞きます。そのことに集中するものですから、こちらの方からあれこれ質問をして死刑を考えたことがあるかなどというような質問はしたことはありません。だから何とも言えませんけれども、死刑を念頭に置きながらなおかつやったというような事件は、私が担当した事件の中にはありませんでした。

それでは死刑というものは、こういう殺人の犯人たちに全く意識されてないのかというと、私はそんなことはないのだらうと思います。心の底のどこかで死刑の問題があると思いますし、実際問題として、人はだれでも、恐らく小学校か中学校のころだと思えますけれども、刑罰の中に死刑というものがあるのだということを知ることになります。おそらくそのときは驚きの気持ちを持って恐れおののく気持ちだらうと思います。そして、その死刑というものの存在を知ったときに、人を殺すということはいかに重い罪であるかということ自分で体得するのだらうと思います。そして、死刑を頂点として段階的に組まれている刑罰の体系を知り、罪を知ることによって、刑事法における法規範意識というものが形成され育っていくのだらうと思います。そして、そういう法規範を身につけたが故に、だれしもそういう死刑というような危険なところに近づかないように日常的に生活をしているのではないかと思います。そういう意味で、死刑というものは抑止力がないどころか、実際のところは大きな大きな抑止力になっているのではないかと思います。

もう少し理論的な問題を言いますと、無期懲役とか懲役刑、禁錮刑、罰金刑、それぞれに犯罪についての抑止力を認めない人はいないと思いますし、重い刑罰ほど強い抑止

力が働くということを認めていると思うのです。無期懲役のところまでは抑止力を認めるけれども、死刑のところだけは抑止力がないとか、より強い抑止力があることを認めないというのは、余りにも不自然なことだと思います。論理矛盾だと思いますし、そういうふうに唱えておられる方々が自分で本当に抑止力がないと思っておられるかというところ、私はそんなことはないだろうと思います。死刑についての抑止力があることを正直に胸に手を当てて考えれば、やはりあることは認めておられるのだろうと思います。実際のところ、総理府か総務省の世論調査によりますと、死刑を廃止すれば重大犯罪が増えると思いますか、増えないと思いますかという質問に対して、62%の人が増えると思うと答えていると言われます。そうすると、一般国民は死刑という問題について、抑止力を正面から認めていると言わざるを得ないのではないかと思います。

第二は、誤判の問題であります。よく万一誤判があったらどうか、死刑にしてしまったら大変なことになって取り返しがつかないということを言う人がおられます。これは一見もっともらしく聞こえるのでありますけれども、これに対する答えは、誤判というようにすることがないようにしなければならないのだ、ということであります。それ以外に方法はない。死刑に誤判があってはならないけれども、無期懲役なら誤判があってもいいということにはならないのだろうと思います。無期懲役にもやはり誤判があってはならない。10年以下なら誤判があってもいいということになるのかと伺いますと、それもあってはならない。誤判ということは絶対にあってはならないし、そういうふうにならないように最大限の努力をしなければならないものです。またシステム的にも現在は刑事訴訟法によって厳格な規制のもとで、捜査が行われ公判が行われております。そういう中で一つ一つの刑が確定していくわけでありまして。上訴の制度もあります。再審の制度もあります。そして、死刑に関しては、特に最後は一般の刑が検察官の指揮によって執行されるのに対して、法務大臣の執行命令によって行われることになっております。法務大臣の命令によって行われるということは、法務大臣個人が御判断されるということだけではなくて、法務省は全力を挙げてその執行を判断するということでもあります。そういう意味で、非常に手厚く間違いがないような制度になっているのであります。

確かに裁判というものは人間が行うものでありますから、もし絶対に誤判がないようにするということが出来れば、あるいは絶対に誤判がないかということになれば、抽象的には誤判が絶対ないとはだれにも言えないだろうと思います。しかし現実問題として、死刑が確定していくような事件では、100%間違いがないという事件ばかりだろうと思

います。私自身は最終的には死刑を求刑した事件はありませんけれども、私はたくさんの人について無期懲役を求刑いたしました。そういう事件を実際に自分で思い返してみても、あれは犯人でなかったかもしれない、というような事件は全く1件もありません。証拠を見て一つ一つ確定していく、その作業をしっかりとやれば、無実かもしれないという事件で有罪が確定していくことなどめったにあるわけではありません。歴代の法務大臣は死刑執行命令を出されますけれども、もちろん部下の検事からいろいろお聞きになることもあるでしょうけれども、御自分も御判断になって、間違いはないと思われるから執行命令を出されるのだと思うのです。検察官も同じであります。もし疑いがあるのならば、それは死刑を廃止するとかあるいは死刑に処さないということではなしに、無罪を言い渡すべきなのであります。それが人類の知恵であって、検察官が、裁判官が有罪を確信し、そして法務大臣も有罪を確信して刑の執行に処せられるときに、抽象的に誤判のおそれがあるから死刑を廃止すべきというような議論は、非常に空虚な議論だと思います。自分で記録を検討し、あるいは捜査を担当して、間違いがあるかどうかということを御判断なさるべきだと思っております。

最後に、これはごく最近の問題でありますけれども、裁判員制度が今年の5月から施行されました。一般国民に裁判に関与してもらうことになるのですから、死刑というものは荷が重過ぎるのではないか、したがって死刑は廃止するべきであるというような議論がまことしやかになされているやに聞いております。私は、この裁判員制度というのは、現代の日本の社会には絶対に必要なものだと思います。なぜかといいますと、難しいことはお上に任せておけばいいのだ、というようなことを続けている国は、私はいつまでたっても一流国にはなれないのだと思うからです。国民一人一人が自分で責任を持って、責任を負いながら国家の意思の決定に参画していく、それが民主主義の根幹だと思いますし、裁判員制度を国会が導入されたその根本のところには、国民に対する信頼があるのだと思います。私もフランスに留学いたしまして、参審制度という、プロフェッショナルな裁判官と一般市民が協働して判決を言い渡す、そういう裁判を幾つも見まいりましたけれども、立派に適正な裁判をやっております。外国でできるものが日本でできないわけがない。まして、そういう立派な、国民を信頼する制度をつくっておきながら、こと死刑に関してはあなたには裁く資格がない、能力がないなどということは歴史の針を逆戻しするようなことでありまして、私はもっともっと国民を信頼していくべきものだと思っております。

日本は自由な国でありまして、あらゆる情報、国民に必要な情報は国民のところに届くようになっている、そして教育水準も高い。そういう中で、死刑があるから裁判員制度は成り立たないとか、裁判員制度があるから死刑は廃止すべきだなどということは本末転倒の議論だと考えております。あるいは、裁判員制度を続けることによって死刑についての国民の意識が変わることが抽象的にはあるかもしれませんが、それはずっと遠い将来のことであろうと思いますし、それはまたそのときのことで、現在まだ裁判員制度を導入したばかりのときに、そのような議論は時期尚早だと考えております。

時間が参りましたので、この程度にとどめさせていただきます。御静聴ありがとうございます。

辻刑事局総務課長 ありがとうございます。それではただいまの御意見、御説明に關しまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

岩尾刑事法制管理官 一つ御質問させていただきます。裁判員制度は国民に対する信頼のもとでできた制度であるということは、先生のおっしゃるとおりだと思います。その裁判員制度の中で今後現実的に死刑問題を取り扱っていくとした場合に、どのような情報をどういう形で国民に提供するということが考えられるのかという点で何かアイディアがございましたら教えていただきたいと思います。

本江威憲氏 私の方から特に御提案申し上げるようなことはございませんけれども、よく言われる、死刑は全員一致でやれとかいうようなことが時々言われます。ただアメリカに行って向こうの検察官等に聞いてみますと、これほど価値判断が多様化した社会の中で、とにかくアメリカは全員一致という州が多いものですから、全員一致というのをとるのは至難の業だ、まずそういうことはとれないというように言っておりました。そういうことで、厳格な手続ということをあるいは考えておられるのかもしれませんが、とりあえずはもう少し経験を積んでみないと見えてこないのではないかと感じております。

中村法務大臣政務官 最初の方の御主張の中で、まず死刑事件の記録をよく読んで判断する必要があるのではないかという御提案を頂きました。今国民が死刑事件について記録を読もうとしても、なかなか入手が簡単ではないかと思ひますし、どこまでプライバシーの関係で公開したらいいのかというような非常に難しい問題もあろうかと思ひます。どのような程度、どういう形で公開するのがいいのか、もし御提言がありましたらお教えください。

本江威憲氏 事件記録というのは非常にプライバシーの塊のようなものでありますから、そう軽々にだれにでも見せるというわけにはいかないのはよく分かっておりますが、この問題に非常に熱心に取り組んでおられる著名な学者の方々たちもおられると思います。そういう方が一定の目的を話して記録を保管している検察官に申請されれば、あるいは道が開けるのかもしれませんが、もしそれができなかつたら、死刑求刑事件ではないかというような重大な事件を公判廷で最初から最後まで傍聴するというやり方もあると思います。いずれにしても、具体的な事件記録なり写真なり、あるいは被害者の遺族の声を聞くとか、そういうことを実際にやってみないと、一般に死刑廃止論者の念頭に置いておられるのは、私は死刑執行の非常に冷徹な場面を念頭に置いて主張されていることが多いのではないかと推測しております。やはり血みどろになった現場とか、あるいは幾つもの死体の状況とか、あるいは一人一人の遺族の声を聞くとか、そういうものを併せて考えないと、一方的に死刑執行の場面だけを念頭に置いて死刑廃止論ということをやっても、おそらく国民はついてこないだろうし、むしろ一般国民は死刑執行の冷徹な恐ろしさもよく知っていますし、殺人事件の恐ろしさ、身内を奪われた遺族の悔しさ、そういうものも私はよく知っているのだと思うのです。その上で現在85%という人たちが死刑を容認している、そういう現実を踏まえれば、私は、国民は実際には、凶悪事件の実体も、死刑の冷徹さもよく知っているのだと思うのです。それをもしもっと知らせていくべきだということだとすれば、やはり犯罪現場あるいはその犯罪の実情、そちらの方までよく目を行き届かせて調査して、自分の目で確認して、その上で死刑の廃止論なら廃止論を唱えるのがあるべき姿ではないかと思っております。

中村法務大臣政務官 今回の御主張を端的にまとめますと、事件記録についてはプライバシーの塊なので多くの人に公開するわけにはいかない。だから関心のあるような実務家ないしは研究者、そういった方々で、その情報の扱いについて検討する委員会なりそういったものをつくり、そして公開の程度を決めていくことによって、廃止論者の議論の材料にすることができる、そういった御提言だと受けとめてよろしいでしょうか。

本江威憲氏 それが一つの方法だと思いますね。確かにだれが来ても見せられるというものではないことは間違いありませんので、一定の程度に限られることもやむを得ないかと思っております。もしそういう正式の検討会、研究会ができるのなら、それなりに検察庁も対応されるのではないかと思っております。

辻刑事局総務課長 よろしいでしょうか。それでは本江先生、ありがとうございました。

以上で本日予定をしておりました御意見を伺う場は終了いたしましたので、本日の勉強会はこれで終了としたいと思います。どうもありがとうございました。